

奈井江町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

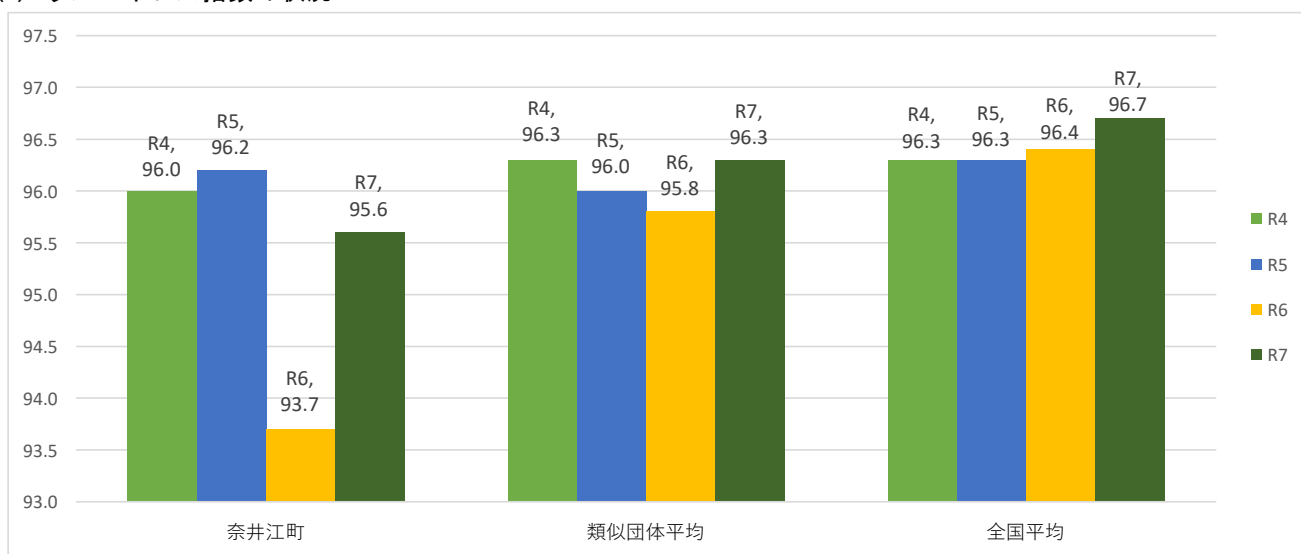
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
6年度	4,819	5,890,303	124,051	918,536	15.6%	12.9%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6年度	101	345,734	45,692	148,946	540,372	5,350	5,890

- (注)
- 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数は、令和5年4月1日現在の普通会計に所属する人数である。
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注)
- 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。奈井江町は令和4～5年度は町村Ⅱ-1、令和6～7年度は町村Ⅰ-1となっている。
 - 3 ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

※人事委員会を設置していないため記載なし

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

① 給料表の見直し

〔 実施 未実施〕

実施内容

（実施時期）令和7年4月1日

（内容） 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号付近の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額を引き上げを実施。（国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なりは解消は実施していない。）

② 地域手当の見直し

実施内容

支給対象外

③ その他の見直し

実施内容

（実施時期）令和7年4月1日

（内容） 扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

④ 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

① 一般行政職

（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国比較ベース）
奈井江町	44.3歳	317,600円	352,794円	348,999円
北海道	42.4歳	327,900円	397,258円	371,498円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	41.4歳	314,470円	364,463円	341,301円

（注） 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		奈井江町	北海道	国
一般行政職	大学卒	220,000円	220,000円	220,000円
	高校卒	188,000円	188,000円	188,000円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

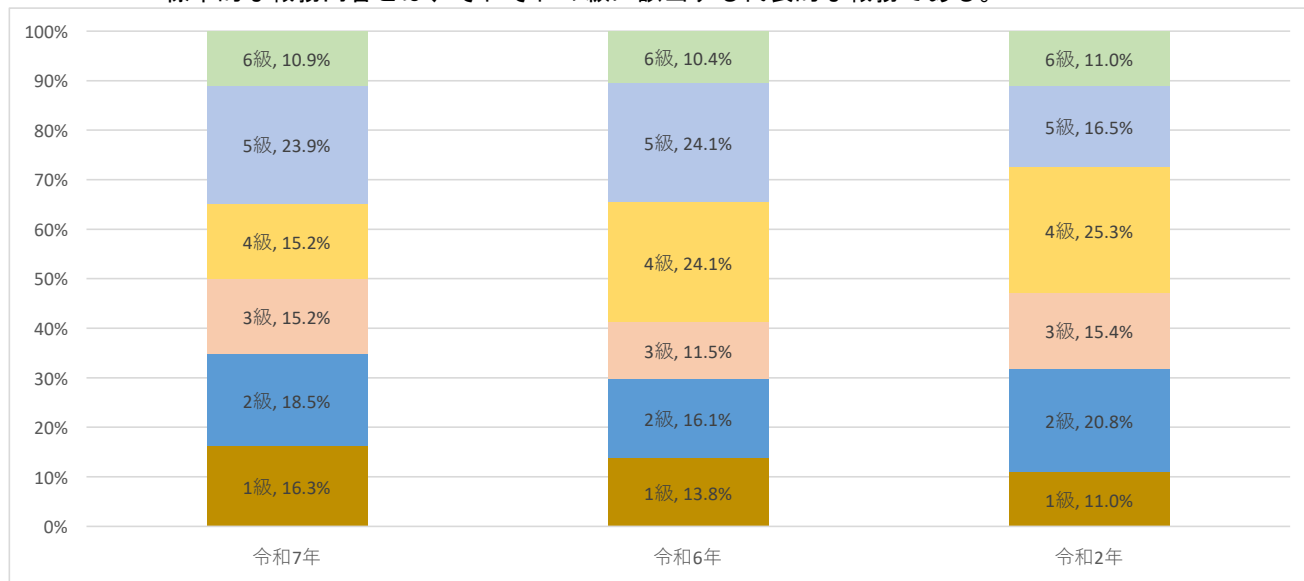
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	259,100円	320,200円	376,600円	388,600円
	高校卒	235,600円	—	—	355,400円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

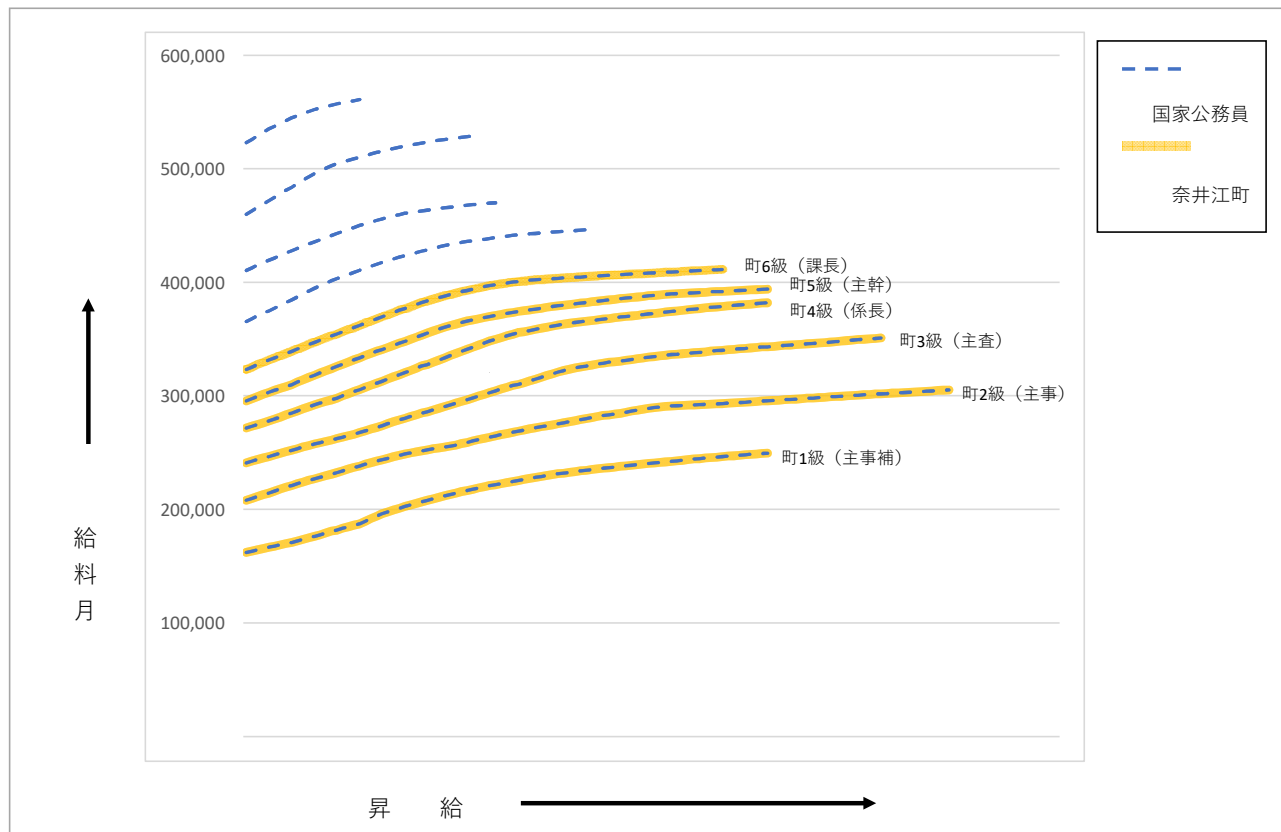
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号俸の給料月額
6級	参事、室長、課長、局長、事務長	10人	10.9%	355,200円	415,700円
5級	課長補佐、主幹、所長	22人	23.9%	321,300円	398,200円
4級	係長	14人	15.2%	298,800円	386,100円
3級	主査、主任保育士	14人	15.2%	265,300円	354,700円
2級	主事	17人	18.5%	230,000円	308,500円
1級	主事補、事務補	15人	16.3%	183,500円	258,100円

- (注) 1 奈井江町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（奈井江町）

令和6年度中における運用		管 理 職 員		一 般 職 員	
イ 人事評価を実施した		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）		—		—	
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

奈 井 江 町		北 海 道		国	
1人当たり平均支給額（R6年度） 1,613 千円		1人当たり平均支給額（R6年度） 1,789 千円		1人当たり平均支給額（R6年度） — 千円	
(R6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.400 月分) (1.000 月分)		(R6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 (勤務成績に応じて変化) 2.50 月分 2.10 月分 (1.400 月分) (1.000 月分)		(R6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 (勤務成績に応じて変化) 2.50 月分 2.10 月分 (1.400 月分) (1.000 月分)	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 5～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 5～25%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（奈井江町）

令和6年度中における運用		管 理 職 員		一 般 職 員	
イ 人事評価を実施した		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）		—		—	
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

奈井江町				国					
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年			
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分
最高限度額	47.709	月分	47.709	月分	最高限度額	47.709	月分	47.709	月分
その他の加算措置				その他の加算措置					
定年前早期退職特例		(3～45%加算)		定年前早期退職特例		(3～45%加算)			
1人当たり平均支給額		20,948		千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）			190	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）			47,500	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）			3.96	%
手当の種類（手当数）			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （6年度決算）	左記職員に対する 支給単価
研修派遣手当	公共的団体の研修に派遣された職員	外部研修	94千円	給料月額100分の6を超えない範囲内において町長が別に定める
賦課徴収手当	町税、上下水道料又は町営住宅使用料の徴収のため外勤する職員	外勤による徴収	96千円	月額4,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	8,070	千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	115	千円
支給実績（5年度決算）	9,457	千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	120	千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(5) 寒冷地手当（令和7年4月1日現在）

支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		88,505	円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額（月額）	
奈井江町、砂川市、滝川市、美唄市、浦臼町	世帯主（扶養あり）	26,000	円
	世帯主（扶養なし）	14,500	円
	その他の職員	9,800	円

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	異なる場合の国の内容	支給実績 （6年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （6年度決算）
扶養手当	・ 配偶者 3,000円 ・ 子 11,500円 ・ 子以外 6,500円 ・ 特定加算（16～22歳） 5,000円	同		7,921 千円	208,447 円
住居手当	・ 家賃が16,000円を超える者に28,000円を限度に支給 ・ 持ち家 10,000円	異	・ 持ち家 0円	9,234 千円	174,226 円
通勤手当	・ 交通機関等利用者 55,000円を限度 ・ 自動車等利用者 25,900円を限度	異	・ 支給限度額 150,000円	872 千円	67,077 円
管理職手当	・ 職務の級に応じ、給料月額の7～11%を支給	異	・ 職務の級に応じて定額支給	10,616 千円	353,867 円
宿日直手当	・ 一般の日直 4,400円（勤務時間が5時間未満の場合50/100）	同		40 千円	4,444 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
		給 料 月 額		（参考）類似団体における最高／最低額			
給 料	町 長	637,000 円		840,000 円 ／ 515,000 円			
		（ 849,000 円）					
	副 町 長	581,000 円		705,000 円 ／ 415,000 円			
		（ 683,000 円）					
	教 育 長	541,000 円		－ 円 ／ － 円			
		（ 614,000 円）					
報 酬	議 長	276,000 円		395,000 円 ／ 160,000 円			
	副 議 長	219,000 円		310,000 円 ／ 140,000 円			
	議 員	183,000 円		290,000 円 ／ 130,000 円			
期 末 手 当	町 長	（令和7年度支給割合）					
	副 町 長	6月期		2.325		月分	
	教 育 長	12月期		2.325		月分	
	議 長	（令和7年度支給実績）					
	副 議 長	6月期		2.325		月分	
	議 員	12月期		2.325		月分	
退 職 手 当	町 長 副 町 長 教 育 長	（算定方式）		（1期の手当額）		（支給時期）	
		給料月額 × 20.504 月		13,061,048 円		退職後1ヶ月以内	
		給料月額 × 12.936 月		7,515,816 円		退職後1ヶ月以内	
		給料月額 × 8.514 月		4,606,074 円		退職後1ヶ月以内	

- （注） 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

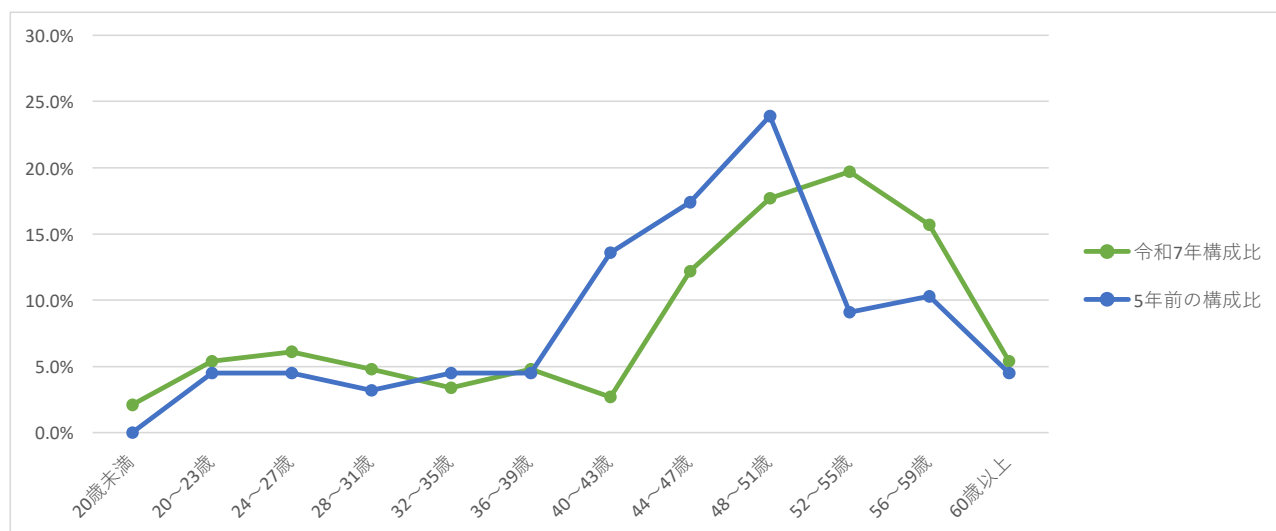
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

区分 部門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令 和 7 年	令 和 6 年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2 人	2 人	0 人	職員採用による配置増 〃 人事異動による減 所管替えによる減 所管替えによる増
		総 務	26 人	24 人	2 人	
		税 務	6 人	5 人	1 人	
		民 生	22 人	23 人	▲ 1 人	
		衛 生	11 人	11 人	0 人	
		農 林 水 産	6 人	9 人	▲ 3 人	
		商 工	2 人	2 人	0 人	
		土 木	11 人	8 人	3 人	
	計	86 人	84 人	2 人	〈参考〉 人口1,000人当たり職員数 17.8人	
	教育部門	15 人	13 人	2 人	職員採用による配置増	
	小 計	101 人	97 人	4 人	〈参考〉 人口1,000人当たり職員数 21.0人	
公営企業会計等部門	病 院		42 人	40 人	2 人	職員採用による増
	下 水 道		1 人	1 人	0 人	
	そ の 他		3 人	3 人	0 人	
	小 計		46 人	44 人	2 人	
合 計			147 人 [173 人]	141 人 [173 人]	6 人 [0 人]	〈参考〉 人口1,000人当たり職員数 30.5人

- （注） 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区 分		20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
令和7年	職員数	3人	8人	9人	7人	5人	7人	4人	18人	26人	29人	23人	8人	147人
	構成比	2.1%	5.4%	6.1%	4.8%	3.4%	4.8%	2.7%	12.2%	17.7%	19.7%	15.7%	5.4%	100%
令和2年	職員数	0人	7人	7人	5人	7人	7人	21人	27人	37人	14人	16人	7人	155人
	構成比	0.0%	4.5%	4.5%	3.2%	4.5%	4.5%	13.6%	17.4%	23.9%	9.1%	10.3%	4.5%	100%

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の 増減数(率)
一 般 行 政	89 人	86 人	84 人	87 人	84 人	86 人	▲ 3 人 (▲3.4%)
教 育	15 人	14 人	14 人	13 人	13 人	15 人	0 人 (0.0%)
普 通 会 計 計	104 人	100 人	98 人	100 人	97 人	101 人	▲ 3 人 (▲2.9%)
公営企業会計計	51 人	49 人	45 人	45 人	44 人	46 人	▲ 5 人 (▲9.8%)
総 合 計	155 人	149 人	143 人	145 人	141 人	147 人	▲ 8 人 (▲5.2%)

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 町立国民健康保険病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与 費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和 6年度	千円 832,669	千円 27,178	千円 485,628	% 58.3	% 58.3

区分	職員数 A	給料	職員手当	期末・勤勉手 当	計 B	1人当たり給与費 B/A	(参考) 一般行政職平均1人当 たり給与費
令和 6年度	人 40	千円 173,211	千円 35,816	千円 70,668	千円 279,695	千円 6,992	千円 5,350

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付き短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平 均 月 収 額
奈 井 江 町	43.7 歳	315,671 円	475,854 円
病 院 事 業	50.1 歳	394,200 円	604,057 円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

奈 井 江 町	病 院 事 業
1人当たり平均支給額（6年度） 1,613 千円	1人当たり平均支給額（6年度） 1,767 千円
(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.400 月分) (1.000 月分)	(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.400 月分) (1.000 月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

- (注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

奈 井 江 町				病 院 事 業			
（支給率）	自己都合		応募認定・定年	（支給率）	自己都合		応募認定・定年
勤続20年	19.6695	月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709 月分
最高限度	47.709	月分	47.709 月分	最高限度	47.709	月分	47.709 月分
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例		（3～45%加算）		定年前早期退職特例		（3～45%加算）	
1人当たり平均支給額			24,948 千円	1人当たり平均支給額			10,564 千円

- （注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した阿合を含む。

ウ 特殊勤務手当

支給実績（6年度決算）			12,928 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）			718,222 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）			45.00 %	
手当の種類（手当数）			5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （6年度決算）	左記職員に対する支給 単価
診療業績手当	病院に勤務する医師 （派遣医師を除く）	医師による診療	3,871千円	診療収入の100分の1.2 を超えない範囲内にお いて町長が別に定める
医学研究手当	病院に勤務する医師 （派遣医師を除く）	医学研究	3,600千円	月額150,000円
手術手当	医師及び看護師、准看護 師	手術の実施又は補助	0千円	医師は当該手術料の2 割相当以内 看護師等は1日500円
夜間看護等手当	看護師、准看護師、介 護福祉士、看護助手	正規の勤務時間による 勤務の一部又は全部が 深夜において行われる 看護等	5,161千円	勤務1回につき2,150～ 7,300円
危険手当	本務としてX線の放射 作業及び細菌検査に従 事する職員	X線の放射作業 細菌検査	296千円	従事した日1日につき 500円

エ 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	3,006 千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	86 千円
支給実績（5年度決算）	2,293 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	66 千円

- （注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

（6）その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との同異	異なる場合の国の内容	支給実績（6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）
扶養手当	・ 配偶者 3,000円 ・ 子 11,500円 ・ 子以外 6,500円 ・ 特定加算（16～22歳） 5,000円	同		4,736 千円	296,000 円
住居手当	・ 家賃が16,000円を超える者に28,000円を限度に支給 ・ 持ち家 10,000円	異	・ 持ち家 0円	2,488 千円	155,500 円
通勤手当	・ 交通機関等利用者 55,000円を限度 ・ 自動車等利用者 25,900円を限度	異	・ 支給限度額 150,000円	1,576 千円	92,706 円
管理職手当	・ 職務の級に応じ、給料月額7～11%を支給	異	・ 職務の級に応じて定額支給	4,290 千円	536,250 円
宿日直手当	・ 一般の日直 4,400円（勤務時間が5時間未満の場合50/100）	同		1,935 千円	193,500 円
夜間勤務手当	・ 勤務1時間当たりの給与額の25%を支給	同		2,035 千円	156,538 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与 費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和 6年度	千円 367,793	千円 41,304	千円 9,365	% 2.5	% 2.3

区分	職員数 A	給料	職員手当	期末・勤勉手 当	計 B	1人当たり給与費 B/A	(参考) 一般行政職平均1人当 たり給与費
令和 6年度	人 1	千円 4,653	千円 936	千円 2,097	千円 7,686	千円 7,686	千円 5,350

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付き短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
奈 井 江 町	43.7 歳	315,671 円	675,854 円
下 水 道 事 業	57.0 歳	359,152 円	540,419 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

奈 井 江 町	下 水 道 事 業
1人当たり平均支給額（6年度） 1,613 千円	1人当たり平均支給額（6年度） 2,097 千円
(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.400 月分) (1.000 月分)	(6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.400 月分) (1.000 月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

- (注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

奈 井 江 町				下 水 道 事 業			
（支給率）	自己都合		応募認定・定年	（支給率）	自己都合		応募認定・定年
勤続20年	19.6695	月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709 月分
最高限度	47.709	月分	47.709 月分	最高限度	47.709	月分	47.709 月分
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例		（3～45%加算）		定年前早期退職特例		（3～45%加算）	
1人当たり平均支給額		24,948	千円	1人当たり平均支給額		—	千円

- （注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した阿合を含む。

ウ 特殊勤務手当

支給実績（6年度決算）			0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）			0.00 %	
手当の種類（手当数）			0	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （6年度決算）	左記職員に対する支給 単価
			—	

エ 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	0 千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	0 千円
支給実績（5年度決算）	0 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	0 千円

- （注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との同異	異なる場合の国の内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	・配偶者 3,000円 ・子 11,500円 ・子以外 6,500円 ・特定加算 (16～22歳) 5,000円	同		360 千円	360,000 円
住居手当	・家賃が16,000円を超える者に28,000円を限度に支給 ・持ち家 10,000円	異	・持ち家 0円	120 千円	120,000 円
通勤手当	・交通機関等利用者 55,000円を限度 ・自動車等利用者 25,900円を限度	異	・支給限度額 150,000円	－ 千円	－ 円
管理職手当	・職務の級に応じ、給料月額7～11%を支給	異	・職務の級に応じて定額支給	326 千円	326,000 円
宿日直手当	・一般の日直 4,400円 (勤務時間が5時間未満の場合50/100)	同		－ 千円	－ 円